土層強度検査棒（土検棒）レンタル　注文書

株式会社環境地質サービス（ＴＥＬ/ＦＡＸ　044-201-2605）

レンタル規約に同意した上で、以下のとおり、機器のレンタルを申し込みます。

ご注文日					
No.	レンタルセット内容	数量	レンタル料金プラン	ご利用開始日	終了日
1	フルセット （土検棒ロッドセット（5m）＋計測キット）		日間		
2	土検棒ロッドセット（5m）		日間		
3	貫入強度計測セット（土検棒ロッドセット（5m）＋デジタルフォースゲージ）		日間		
納品希望日					

※レンタル期間について、原則、ご利用開始日は発送先到着日当日とし、終了日はご使用後の宅配業者お引渡し日とさせていただきます。詳しくはレンタル規約をご確認ください。
※納品希望日について、配送地区によってご希望の日時にお届けできない場合があります。

発注者	【会社名】		
	【住所】		
	【TEL】	【FAX】	【E-mail】
	【所属部署】	【担当者名】	
	【備考】		

※納品先・請求先が異なる場合は以下にご記入ください。

納品先	【会社名】	
	【住所】	
	【TEL】	【FAX】
	【所属部署】	【担当者名】
請求先	【会社名】	
	【住所】	
	【TEL】	【FAX】
	【所属部署】	【担当者名】

●ファックスまたはメールを受信いたしましたら、ご注文内容確認のため折り返しご連絡させていただきます。
●当社よりご注文内容確認の連絡がない場合、大変お手数ですが、044-201-2605 までお電話をお願い致します。
　※お電話の受付は、誠に勝手ながら水土日祝を除く 11：00～17：00 となっております。
●お支払に関して、原則、先払いとなっております。注文書、注文請書を交わした後、下記振込先までお振込みください。お振込み確認後、商品を発送させていただきます。
●ご注文に際して、お預かりした個人情報は商品発送に関する業務にのみ利用させて頂きます。

【お振込先】　横浜銀行　川崎支店　普通　No.6144619
　　　　　　　株式会社　環境地質サービス

－－

―注文請書―

年　　月　　日

御中

上記注文を確かにお受けしました。　　株式会社環境地質サービス　印

レンタル規約

1、適用の範囲

本規定は、株式会社環境地質サービス（以下「当社」といいます）の提供する、機器レンタルサービスを利用するお客様(以下「利用者」いいます)に適用されます。

2、サービス提供の範囲

本サービスの提供は日本国内の利用者に限らせていただきます。

3、申込

レンタルを申し込む場合は本規定を承諾の上、メール、お電話、FAX 等にてお申込いただきます。但し、在庫等の状況により期間等必ずしもご希望に添えない場合が御座います。

4、引渡し

機器は、原則的にヤマト運輸株式会社等の提供する運送サービスにて利用者の元へ送付するものと致します。その際にかかる運賃等の費用につきましては利用者への請求とさせて頂きます。

5、返却・遅延損害

期間満了後は、利用者指定の運送サービスにて当社宛にご返却頂きます。その際にかかる運賃等の費用につきましては利用者の負担と致します。

尚、期間満了後も返却いただけない場合は、レンタル期間変更扱いにさせていただくか、または遅延損害金を請求させていただきます。

6、レンタル期間

レンタル期間の起算開始日は、レンタル品の引渡し日（発送先到着日）当日になります。返却については、レンタル期間満了日当日までに発送等の手配を行っていただきます。

7、レンタル料金

レンタル料金については、原則的に当社の定めるレンタル料金プランにて決定いたします。

支払は、原則、先払いとし、当社が発行する請求書記載の金額を、当社指定の銀行口座にお振込いただきます。

8、レンタル期間の変更

レンタル期間の期間延長については、当初のレンタル期間満了日までに利用者側からご連絡頂き、当社がそれを了承することにより、設定させていただくものと致します。延滞料金については、延滞料金表にて決定いたします。

レンタルの期間の短縮につきましては、原則として承っておりません。但し、当社側の整備不良等による機器の破損等の事由による場合は、協議の上、別途決定させていただきます。

9、レンタル品の使用保管

レンタル品は、利用者の厳重なる注意をもって使用・保管し、これに要する費用は利用者の負担といたします。また、レンタル品について他から強制執行その他、法律的・事実的侵害が無いように保全すると共に、仮にその様な事態が生じた時は、直ちにこれを当社に通知し、且つ速やかに事態を解消するものと致します。

10、レンタル品の滅失・毀損

利用者の責任によりレンタル物件を滅失（修理不能、所有権の侵害含む）又は破損（所有権の侵害含む）した場合、協議により新品の購入・製造対価相当額又は修理代金相当額を請求させていただきます。

11、レンタル契約の解消

当社は利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、通知催告をせずに直ちにレンタル契約を解約することが出来るものとします。

(1)注文書記載又は申込内容に虚偽があることが判明した場合
(2)利用者の信用状態が著しく悪化した場合
(3)本規約に違反した場合

上記解約があった場合、利用者は直ちにレンタル品を返却し、解約によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとします。

12、付則

本規約は、2014 年 11 月 4 日以降に締結されるレンタル契約について適用されるものとします。

神奈川県川崎市川崎区貝塚 1-3-17-405
株式会社環境地質サービス